

各介護保険サービス事業者 様

郡山市介護保険課長
(公 印 省 略)

令和 4 年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算算定に係
る計画書の提出について（通知）

このことについて、令和 4 年度に介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合には、介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書等を事業所の指定権者へ提出する必要があります。

つきましては、下記により計画書等の提出をお願いします。

記

1 対象事業所 令和 4 年度に介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算を算定する事業所

2 提出書類

各様式は市ウェブサイトに掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。

ホーム > 健康・福祉 > 介護・高齢社福祉 > 介護保険 > 介護保険事業者の方向け > 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について

(<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/68/2250.html>)

No.	提出書類	備考
1	連絡票	必須
2	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 (別紙様式 2-1)	必須
3	介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表) (別紙様式 2-2)	必須
4	介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表) (別紙様式 2-3)	介護職員等特定処遇加算を算定する場合提出
5	キャリアパス要件Ⅰに該当することがわかる書類 (就業規則又は給与規定の写し等)	令和 4 年度から新たに要件を満たすこととなる場合、提出
6	キャリアパス要件Ⅱに該当する資質向上のための研修計画書又は資格取得のための支援の実施状況がわかる書類 (任意様式)	
7	キャリアパス要件Ⅲに該当することがわかる書類 (就業規則又は給与規程の写し等)	
8	見える化要件に該当することがわかる書類 (ホームページ又は介護サービス情報公表システムの写し等)	

3 提出期限 令和4年4月15日(金)

4 提出先等

(1) 提出先 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市保健福祉部介護保険課管理係

(2) 提出部数 1部

(3) 提出方法 郵送又はメール又は持参

※メールの場合は、送付した旨を電話でご連絡ください。

(送受信エラーによる未達を防ぐため)

5 その他

(1) 令和4年3月11日付老発0311第4号厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について(市ウェブサイトに掲載)を必ず確認してください。

(2) 提出書類は事業所で写しをとり、記載内容の根拠となる資料等と併せて保管してください。

(3) 書類を郵送又は持参する場合、連絡票記載の順番に揃え、左上をホチキス等で綴じて提出してください。

(4) 法人等が指定権者の異なる複数事業所をまとめて計画する場合は、同一内容の計画書を各指定権者にそれぞれ提出してください。

(5) 加算を令和4年4月1日から新たに算定する場合や、区分を変更する場合は、計画書とは別に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を令和4年4月1日(金)までに提出してください。

(6) 介護職員処遇改善支援補助金を算定する場合は、福島県高齢福祉課に計画書の提出が別途必要になります。

《参考》

1 介護職員処遇改善加算の変更届について

提出した計画書に以下の変更が生じた場合は、介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書変更届を提出してください。

- ・会社法による吸収合併、新設合併等による計画書の作成単位が変更となる場合
- ・複数の介護サービスを提供する事業所について一括して介護職員処遇改善計画書を作成する場合で、新規指定、廃止等により、対象事業所に増減があった場合
- ・就業規則を変更した場合（介護職員の処遇に関する内容に限る。）
- ・キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合（該当する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合又は処遇改善加算Ⅲを算定している場合におけるキャリアパス要件Ⅰとキャリアパス要件Ⅱの要件間の変更が生じる場合に限る。）
- ・介護福祉士の配置等要件に関する適合状況に変更があった場合（該当する加算の区分に変更が生じる場合に限る。）
- ・計画書様式2-1の2（1）④ii）、2（2）⑥ii）、⑦ivの額に変更がある場合（上記に該当する場合及び特別事業な事情に係る届出書を提出する場合を除く。）

※加算の区分を変更する場合は、別途「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出が必要です。

2. 加算算定月と賃金改善実施期間について

加算算定月

令和3年度の加算算定月													
4月	5月	6月	～	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
							令和4年度の加算算定月						
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月

3月分の報酬支払

実績報告書提出期限



加算算定月数と賃金改善実施期間の月数は同月数とすること。

賃金改善実施期間

例1（4月～3月）

令和3年度分の賃金改善実施期間							令和4年度分の期間→						
4月	5月	6月	～	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月

例2（5月～4月）

	令和3年度分の賃金改善実施期間							令和4年度分の期間→						
4月	5月	6月	7月	～	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	

例3（6月～5月）

		令和3年度分の賃金改善実施期間							令和4年度分の期間→						
4月	5月	6月	7月	8月	～	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		